

平成 29 年 3 月 3 日
株式会社 愛知銀行

キャッシュカードの振込機能の一部利用制限について (還付金詐欺・振り込め詐欺被害防止対策)

株式会社愛知銀行（頭取 矢澤 勝幸）は、全国的に多発する還付金詐欺・振り込め詐欺を防止するための緊急対応として、下記のとおり、一部のお客さまを対象として、キャッシュカードの振込機能を一部制限させていただきます。

該当のお客さまにはご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするためのものであり、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 利用制限の内容

次のお客さまは、キャッシュカードの振込機能を停止させていただきますので、ATMでのキャッシュカードによる振込ができなくなります。

○ 70 歳以上のお客さまで、過去 3 年間キャッシュカードによる振込のご利用がないお客さま

※振込については、本支店の窓口または個人インターネットバンキングをご利用ください。

※キャッシュカードによるお預け入れやお引き出しは、従来どおりご利用いただけます。

2. 開始時期

平成 29 年 4 月 3 日（月）

3. その他

対象となるお客さまで、ATMでのキャッシュカードによる振込をご希望される場合は、平日の営業時間内に本支店の窓口へお申し出ください。

以 上